

宮若市不動産公売会

不 動 産 の 公 売 広 報

公 売 日	令和8年3月4日（水） 受付 午前10時00分 （入札開始：午前10時30分）
場 所	宮若市生涯学習センター「宮若リコリス」 研修室 （住所：福岡県宮若市宮田6番地1）
公 売 物 件	宮若市福丸字錦228番1、228番8

宮若市不動産公売会のご案内

公 売 期 日	令和8年3月4日（水）	
公 売 場 所	宮若市生涯学習センター「宮若リコリス」 研修室	
公 売 方 法	期日入札	
受 付 時 間	令和8年3月4日（水）	午前10時00分から午前0時20分まで
入 札 説 明	令和8年3月4日（水）	午前10時20分から
入 札 時 間	令和8年3月4日（水）	午前10時30分から午前10時35分まで
公売保証金納付期限	令和8年3月4日（水）	午前10時30分まで ※公売保証金：65,000円（現金のみ）
開 札 時 間	令和8年3月4日（水）	午前10時36分
売 却 決 定 日 時	令和8年3月11日（水）	午前10時00分
買受代金納付期限	令和8年3月11日（水）	午前11時00分

注 意 事 項	1 あらかじめ公売財産の現況、法律上の規制等を確認し、登記簿等を閲覧したうえで入札に参加してください。 2 掲載している事項が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 掲載している公売財産については、公売を中止する場合があります。
---------	--

入札に必要なもの 「公売参加の手引き②」を参照ください。

そ の 他 特になし

問 い 合 わ せ 先

宮若市税務収納課納税管理係 電話番号 : 0949-32-1008

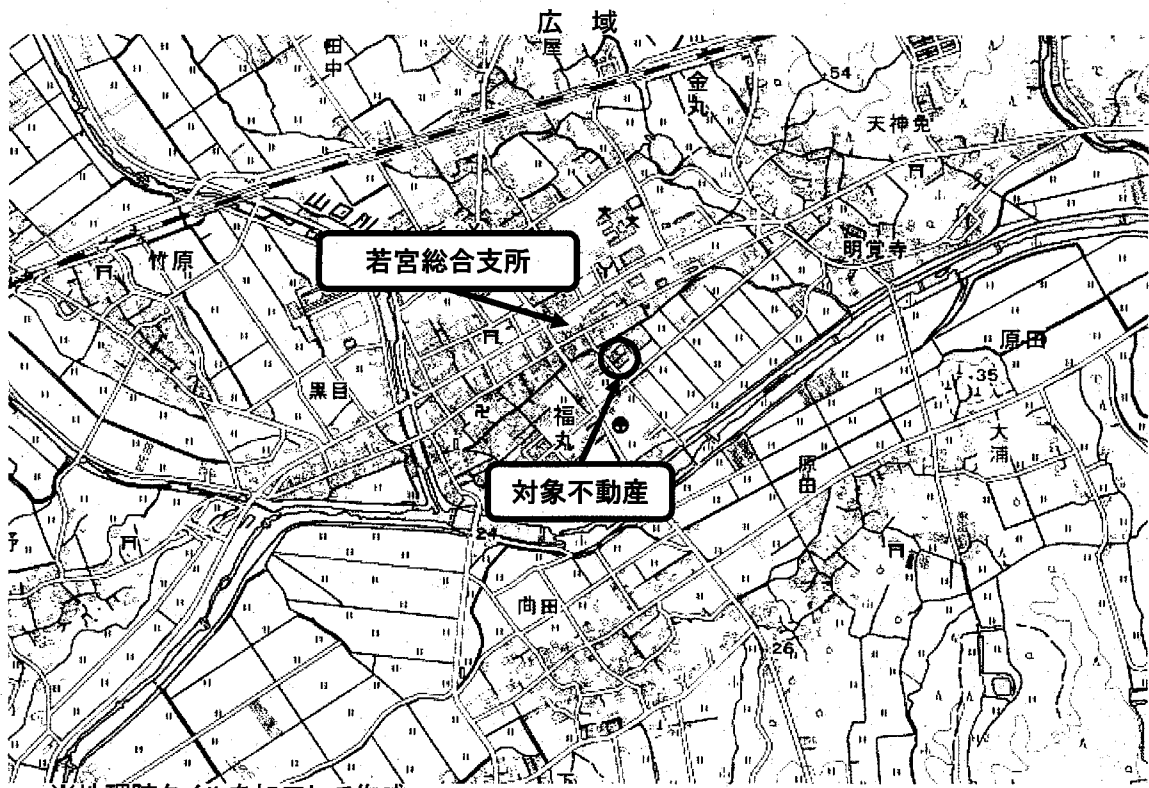
公 売 財 産 の 明 細

売却区分番号：1の公売財産の詳細 . . . P 1～P 4
公売参加の手引き . . . P 5～P 7

- (注)
- 1 「公売財産の概要」、「利用状況等」は公売広報作成時のもので、現況が変動している場合があります。
 - 2 「見取図」は公図等により作成されており、現況と異なる場合があります。

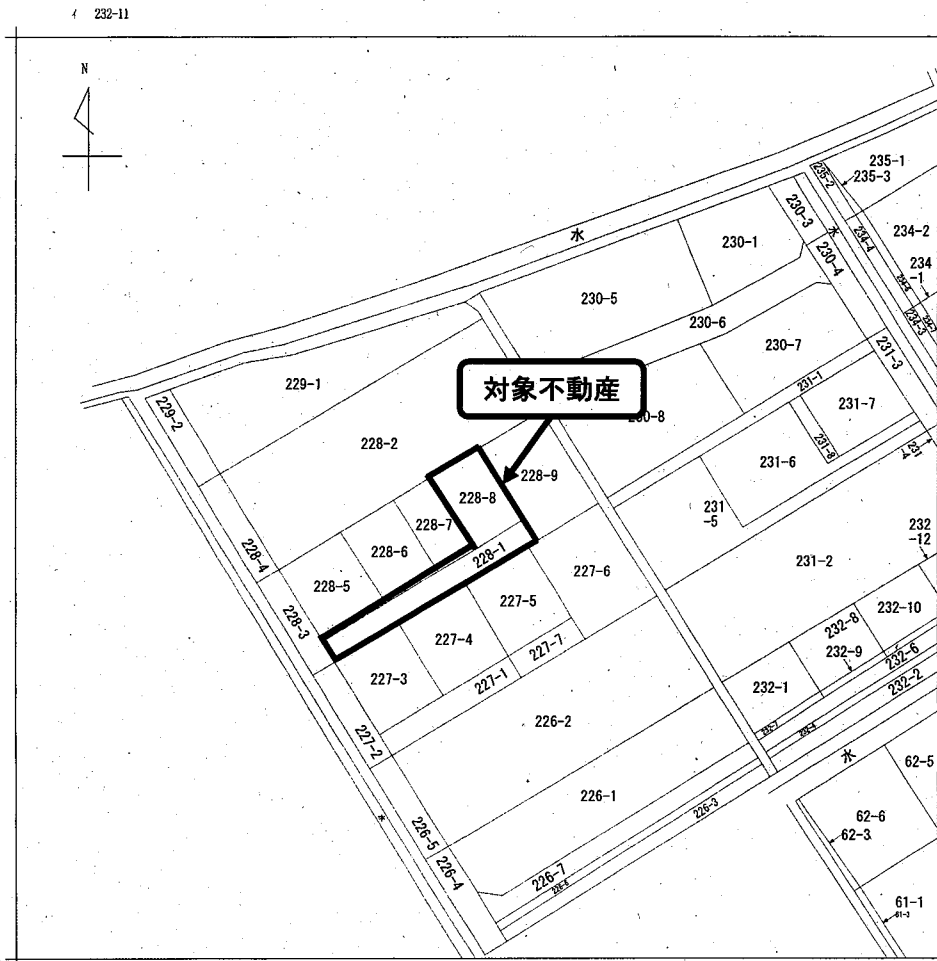
公売財産、公売保証金及び見積価額											
売 却 区 分 番 号	1	見 積 価 額	650,000 円								
		公 売 保 証 金	65,000 円								
公売財産の名称、数量及び所在											
不動産の表示（登記簿上の表示） （土地） <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>所 地 地 地</td> <td>在 番 目 積</td> <td>宮若市福丸字錦 228番1 公衆用道路 164.00㎡</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>所 地 地 地</td> <td>在 番 目 積</td> <td>宮若市福丸字錦 228番8 宅地 145.20㎡</td> </tr> </table>				1	所 地 地 地	在 番 目 積	宮若市福丸字錦 228番1 公衆用道路 164.00㎡	2	所 地 地 地	在 番 目 積	宮若市福丸字錦 228番8 宅地 145.20㎡
1	所 地 地 地	在 番 目 積	宮若市福丸字錦 228番1 公衆用道路 164.00㎡								
2	所 地 地 地	在 番 目 積	宮若市福丸字錦 228番8 宅地 145.20㎡								
公売財産の概要、法的規制、利用状況、条件等											
位 置 （直線距離）	宮若市役所の北西方約3.7km、同若宮総合支所の南方約100mに位置する。										
付 近 の 状 況	JR筑豊本線「勝野」駅まで約9.6km（道路距離）。近隣地域は、周辺に農地が見られ、中小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。										
公 法 上 の 規 制 等	準都市計画区域（用途指定はない）〔指定建ぺい率70%, 指定容積率200%〕										
管 理 状 況 等	特段の管理はされていない。										
抵 当 権 等	—										
賃 貸 借 状 況 等	賃貸借契約を締結しているものはない。										
公 売 条 件 , そ の 他	面積は公簿表示による。なお、公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。										
特記事項	1 幅員約4mの舗装市道がある。 2 土地の境界については隣接地所有者と買受後、協議してください。 3 地目「公衆用道路」の所有権は、持分5分の1である。 4 公売財産は2筆一体で、現状のまま引き渡します。										

公売財産の所在図

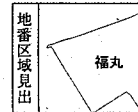


公売財産の見取図

[公図(写)]



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求 部分	所 在 宮若市福丸字錦				地 番 228番8			
出 給		精 度 分		座 標 系 番 号 記 号		分 類 地図に準ずる図面	種 類 旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

請求番号：8-1
(1/1)

公用

公 売 財 産 の 現 況

【写真】

写真① 敷地北西側より撮影



写真② 敷地南側より撮影



公売参加の手引き①

入 札 参 加 資 格	公売保証金を納付すれば、原則としてどなたでも入札に参加することができます。ただし、次に該当する方は、公売財産を買い受けることはできません。 1 国税徴収法第92条に規定する者、国税徴収法第108条（公売実施の適正化に関する措置）に規定する者、国税徴収法第99条の2各号（暴力団員等の買受け防止措置）に規定する者は、公売に参加できません。 ※入札時に、暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出が必要です。 2 宮若市暴力追放に関する条例の規定により、暴力団等又は暴力団員等若しくはこれらの者と密接な関係を有すると認められる者は公売に参加できません。 3 代理人が入札する場合には、代理権を証する委任状が必要となります。 共同で入札する場合には、「共有合意書」等を提出してください。 4 入札する公売財産が「農地等」の場合には、「買受適格証明書」を提出してください。
公 売 保 証 金	1 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 なお、公売保証金の要否及び金額については売却区分番号ごとの「公売財産、公売保証金及び見積価額」の「見積価額 公売保証金」の欄をご覧ください。 2 公売保証金は、現金で納付してください。
返 還 ・ 没 収 等 の 公 売 保 証 金	1 最高価申込者以外の入札者が納付した公売保証金は公売終了後に返還します。 2 最高価申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 3 買受人が買受代金を期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、買受人が納付した公売保証金は没収となり、国税徴収法第100条第3項の規定により、その公売に係る滞納税に充て残預金があるときはこれを滞納者に交付します。 4 入札資格を満たさない者など、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は没収となり、宮若市に帰属します。
入 札	1 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は、この区分ごとに記載してください。 なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して2枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効となりますので留意してください。 2 入札書に記載する住所は住民登録地（法人の場合は本店所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 3 いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更または取消しをすることはできません。 なお、記載事項に誤りがある場合には、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。
開 札	開札は入札者の面前で行います。
最 高 価 申 込 者	1 告示番号及び売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額の入札者を、最高価申込者として決定します。ただし、他に条件が付加されている場合には、付加された条件を充足しているときに限ります。 2 最高価額による入札者が2人以上いる（同額である）場合には、これらの者の間で、追加入札を行って最高価申込者を決定します。 追加入札による最高価額も同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。 当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、または追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条（その後2年間の公売場所への入場、入札等の制限）の規定が適用され、公売保証金を没収する場合があります。

売却決定	1 売却決定日に、最高価申込者に対して売却決定を行い、最高価申込者が買受人となります。 2 買受人は、納付期限までに、買受代金の全額を一括して納付してください。
売却決定の取消し	1 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納税が完納された場合には、その売却決定を取り消します。（その場合、公売保証金は返還いたします） 2 買受人が入札参加資格を満たさないことが判明した場合や、買受代金を納付期限までに納付しない場合、又は国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合は、その売却決定を取り消します。
買受申込みの取消し	買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき公売手続が停止される場合があります。 この場合、最高価申込者は、買受申込み等の取消しをすることができ、取り消された場合には公売保証金を返還いたします。
権利移転の時期等	1 公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付したときです。 2 公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付されたときです。したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は、買受人が負担することになります。 3 宮若市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。また、執行機関は、公売財産の瑕疵担保責任を負いません。 *土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 4 公売財産の権利移転手続きに必要な登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。 5 公売財産が農地法の適用を受ける農地又は採草放牧地の場合、所有権を取得する時期は、都道府県知事又は農業委員会の許可のあったとき等又は農地法の定める時期となります。所有権の移転については登録、許可、承認を必要とする場合があります。
権利移転の登記	権利移転の登記は、買受人の請求により宮若市がその登記の囑託を行います。したがって、買受人は買受代金の全額を納付し、売却決定通知証を受領した後、執行機関に対し速やかに権利移転の登記の請求をしてください。 所有権移転の請求にあたっては、次の書類が必要となります。 ○ 市町村役場発行の固定資産評価証明書または同通知書 ○ 買受人の住所・所在地を証する書面 個人の場合・・・住民票の写し等 法人の場合・・・法人の登記簿謄本等 ○ 登録免許税（書面申請）の領収証書又は同税相当額の収入印紙 ○ 登記囑託書及び登記識別情報（登記済証）の郵送に要する郵便切手 ※農地等の権利移転手続 所有権移転について、農地法その他法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続に際して、その証明書等の提出又は提示が必要になります。

公売参加の手引き②

入札に必要なもの

- 公売保証金（現金に限ります。）
- 印鑑・委任状等
 - 個人で入札する方
 - ・ 本人が入札する場合
 - ① 本人の認印
 - ② 本人の身分証明書
 - ・ 代理人が入札する場合
 - ① 本人からの「委任状」
 - ② 代理人の認印
 - ③ 代理人の身分証明書
 - 法人で入札する方
 - ・ 代表者が入札する場合
 - ① 商業登記簿謄本
 - ② 代表者印もしくは代表者の認印（法人名のみの印は不可）
 - ③ 代表者の身分証明書
 - ・ 代表権限のない方（代理人）が入札する場合
 - ① 代表権限のある方の「委任状」
 - ② 商業登記簿謄本
 - ③ 代理人の認印
 - ④ 代理人の身分証明書
 - 共同入札する場合
 - ① 共同合意書（※1）
 - ② 共同入札代表者の認印
 - ③ 共同入札代表者の身分証明書
 - ※ 共同入札代表者の代理人の場合は上記「代理人」を参照。
- 買受適格証明書
公売財産が「農地」の場合は、「買受適格証明書」が必要です。
- 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
様式は、入札者で異なりますので、専用の様式をご使用ください。

※1 あらかじめ同意書に共有者全員の署名、実印の押印を受け、全員の印鑑証明書の添付を受けておくこと。共有者に法人がいる場合は、当該法人の商業登記簿謄本の添付が必要。